



被災された皆さまへ



福島県からのお知らせ

キビタンファミリー

福島県災害対策本部

平成24年1月20日（金）（第34報）

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

－第34報の内容－

お知らせ	1	医療・介護・健康について	11
原子力損害賠償について	4	警戒区域等における環境放射能測定結果	12
生活支援について	5	◆各種相談窓口のお知らせ	13
雇用・経営について	7	◆市町村問い合わせ先一覧(1月20日現在)	16
住宅について	10		

お知らせ

1 安全・安心フォーラム～除染の推進に向けて～開催のお知らせ（新規）

県では、皆さまの放射線に対する不安や疑問を解消するため、フォーラムを開催します。放射線の影響や除染に関する講演の後、専門家との対話を通じて、参加者の皆さまの疑問にお答えします。参加費は無料ですので、是非ご参加ください。なお、参加申し込みについては、下記にご連絡ください。

日時		会場	
1月29日（日）	午後1時 ～ 5時	郡山市	郡山女子大学 （郡山市開成3丁目25-2）
2月12日（日）		南相馬市	ロイヤルホテル丸屋 （南相馬市原町区旭町2丁目28）
2月19日（日）		いわき市	いわき明星大学 （いわき市中央台飯野5-5-1）

【お問い合わせ先（参加申し込み）】

●福島県除染対策課 ☎024-521-8317

●ホームページ [福島県 除染対策課](#) 検索 ↗

2 子どもの屋内遊び場施設について（更新）

県内には、子どもたちが広い屋内で自由に遊ぶことができる施設が整備されています。主な施設をご紹介しますので、親子や子どもたちの交流の場としてご活用ください。

住所	対象者	利用時間等	お問い合わせ先
（福島市） UNITED SPORTS FOUNDATION KIDS PARK【スーパースポーツゼビオ福島矢野目店内】			
南矢野目字桜内 39-2	小学生以下 （保護者同伴）	10:00～18:00 ※ 平日午前中は団体利用 無料	スーパースポーツゼビオ 福島矢野目店 ☎024-555-1240
（郡山市） 郡山市元気な遊びのひろば PEP Kids Koriyama（ペップ・キッズ・こおりやま）			
横塚一丁目 1-3	小学生以下 及び保護者	10:00～18:00 無料	郡山市こども支援課 ☎024-924-2525
（いわき市） わんぱくひろば みゆうみゆう 【いわき ら・ら・ミュウ内】			
小名浜字辰巳町 43-1	小学生以下 （保護者同伴）	10:00～17:50 ※平日110分、休日等50分 1人100円	いわき ら・ら・ミュウ ☎0246-92-3701

3 全国各地で「暮らしサポートミーティング」を開催しています（新規）

経済産業省では、国・県・市町村の情報をはじめ、皆さまの暮らしに関する情報の提供や、雇用や各種申請に関するご相談などを受け付ける「暮らしサポートミーティング」を開催しています。1月と2月の開催日程・場所等は以下のとおりです。予約不要・入場無料・途中入退場可ですので、お気軽にご参加ください。

道県	日程	時間	会場名
北海道	函館市	1月28日（土）	午後1時～3時 函館市勤労者総合福祉センター サン・リフレ函館（2階 視聴覚室）
	札幌市	1月29日（日）	午後1時～3時 札幌市民ホール（2階 第一会議室）
青森県	青森市	1月28日（土）	午後1時～3時 青森市文化会館（4階 小会議室〔1〕）
	八戸市	1月29日（日）	午後1時～3時 （財）八戸地域地場産業振興センター [ユートリー]（8階 多目的中ホール）
秋田県	秋田市	2月19日（日）	午後4時～6時 秋田市文化会館（5階 大会議室）
山形県	山形市	2月4日（土）	午後1時～3時 山形テルサ（1階 大会議室）
	米沢市	2月5日（日）	午後1時～3時 米沢市すこやかセンター（2階大会議室）
群馬県	前橋市	2月17日（金）	午後6時～8時 前橋市民文化会館
		2月18日（土）	午後1時～3時 （4階 第5会議室）
千葉県	柏市	2月11日（土）	午後1時～3時 柏商工会議所（4階401～402会議室）
	千葉市	2月13日（月）	午後6時～8時 千葉市民会館（3階 特別会議室2）
神奈川県	横浜市	1月20日（金）	午後6時～8時 横浜市技能文化会館
		1月21日（土）	午後1時～3時 （8階 802大研修室）
	川崎市	2月12日（日）	午後1時～3時 サンピアンかわさき（4階 第三会議室）
新潟県	柏崎市	2月24日（金）	午後6時～8時 柏崎市民プラザ（2階 風の部屋）
		2月25日（土）	午後1時～3時
	長岡市	2月26日（日）	午後1時～3時 長岡市立劇場（3階 大会議室）

【お問い合わせ先】

- 暮らしサポート事務局（受付時間：平日 午前9時～午後6時）
☎024-526-0577

4 「ふるさと絆情報ステーション」開設のお知らせ

民間借上げ住宅等に入居されている皆さまが、市町村の情報を得たり、情報交換や交流の場として御活用いただける「ふるさと絆情報ステーション」が県内のスーパーなどに開設されています。是非お立ち寄りください。

福島市		郡山市	
ヨークベニマル	野田店	ヨークベニマル	安積町店
コープふくしま	コープマートやのめ	ヨークベニマル	富久山店
ダイユーエイト	福島黒岩店	イオンリテール	イオン郡山フェスタ店
いわき市		会津若松市	
ヨークベニマル	大原店	リオンドール	神明通り店
	谷川瀬店	コープあいづ	COOP BESTA にいでら
イオンリテール	イオンいわき店		

【お問い合わせ先】

- 福島県文化振興課 ☎024-521-7179
- 特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク（運営） ☎024-953-6092

5 東日本大震災の記録・資料提供のお願い（更新）

①東日本大震災の体験・記録・記憶・教訓等を募集

県では、次の世代に継承していくことを目的として、東日本大震災の体験や記録等を募集しています。ご協力いただける方は、下記の連絡先に電話、FAX又はメールによりご連絡をお願いします。提供いただく情報については、改めて日時等を相談の上、収集を行います。

【連絡・お問い合わせ先】

- 福島県歴史資料館（福島市春日町5番54号）
☎024-534-9220（午前9時～午後4時30分）
（土・日・祝祭日を除く。このほか、臨時休館あり。）
FAX：024-534-9195 メール：office@history-archives.fks.ed.jp

- ホームページ [福島県歴史資料館](#) [検索](#) ↖

②東日本大震災関連資料の寄贈のお願い

県立図書館では、「震災に立ち向かう『ふくしまの今』を未来へ発信する」ため、東日本大震災による被災・復興に関する資料を収集しています。資料（記録集や文集などの自費出版物等）や震災に関する記事の載った雑誌等がありましたら是非寄贈してください。ご協力いただける場合には、下記までご連絡をお願いします。

【連絡・お問い合わせ先】

●福島県立図書館（福島市森合字西養山1）

☎024-535-3218

（平日：午前9時30分～午後7時 土日祝：午前9時30分～午後5時30分）

（休館日：毎週月曜日、毎月第一木曜日、年末年始、特別整理期間）

FAX：024-536-4787

メール：chiiki@library.fks.ed.jp

●ホームページ [福島県立図書館](#) [検索](#) ↗

6 個人事業税（第2期分）の納付について

東日本大震災により、納税通知書の発付を延期していた個人事業税については、各地方振興局県税部から送付される「第2期分のお知らせ」により、納期限までに納付してください。

第2期分 平成24年2月10日発付（平成24年2月29日納期限）

※ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村に事務所等を有する納税義務者については、引き続き課税を延期しています。具体的な課税時期については、現時点では2月を予定しておりますが、確定しましたら改めてお知らせします。

【お問い合わせ先】

連絡先	所在地	電話番号
県北地方振興局県税部	福島市中町1-19 中町ビル6F	024-523-4698
県中地方振興局県税部	郡山市麓山1-1-1	024-935-1251
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5251
南会津地方振興局県税部	南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5214
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	0246-24-6032

7 原子力災害被災地域における平成23年度自動車税について

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村に住所地がある納税義務者については、課税時期を延期しておりましたが、原子力災害被災自動車に対する救済措置を整備したことなどから、次の日程で課税を実施しました。

○ 納期限 平成24年1月31日

※納税通知書が届いていない方は、最寄りの地方振興局県税部までご連絡をお願いします。

なお、原子力災害により、警戒区域内から持ち出せない、または持ち出せなかった期間がある自動車で、一定の要件に該当するものは、申請により自動車税の非課税措置や減免を受けることができます。救済措置などの詳細については、最寄りの地方振興局県税部（県外へ避難されている方は、以下の区分による）へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

*各地方振興局の所在地については、上記6を参照願います。

連絡先	電話番号	県外へ避難されている方
県北地方振興局県税部	024-523-0051・0021	北海道・東北地方
県中地方振興局県税部	024-935-1261・1264	東京都・千葉県・神奈川県
県南地方振興局県税部	0248-23-1519	茨城県・栃木県・群馬県
会津地方振興局県税部	0242-29-5261・5264	新潟県・東海、近畿地方
南会津地方振興局県税部	0241-62-5214・5213	富山県・石川県・福井県
相双地方振興局県税部	0244-26-1127	埼玉県、四国、九州地方、沖縄県
いわき地方振興局県税部	0246-24-6025・6035	山梨県・長野県・中国地方

●ホームページ [福島県 県税](#) [検索](#) ↗

8 子ども手当の申請手続きはお済みですか？（新規）

平成23年10月分からの子ども手当を受け取るためには、これまで子ども手当を受け取っていた方も含めて、全ての方について申請が必要です。

平成24年3月末までに申請すれば、平成23年10月分からの手当を受け取ることができます。申請が4月以降になると、遅れた月分の手当を受け取れなくなりますので、ご注意ください。まだ申請されていない方は、速やかにお住まいの市町村窓口へ申請してください。なお、平成23年10月以降に他の市町村へ転居した方や子どもが生まれた方は、取り扱いが異なりますのでご注意願います。

【お問い合わせ先】

● お住まいの各市町村 または 福島県子育て支援課 ☎024-521-8205

9 農地・林地等の除染に関する相談窓口について（新規）

農地・林地等の除染に関して、農家を始め県民の皆さまからのご質問、ご相談にお応えする農林地等除染相談窓口を開設しました。

【お問い合わせ先】

電話 024-521-7336（福島県 農業振興課内）
受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

10 絆つながる「ふくしまの春」の開催について（新規）

県北地域で避難生活を送る被災者の方々と県北地域にお住まいの方々との絆を深め、復興を願う皆さまの気持ちを一つにするため、下記のとおり開催いたします。

日時：1月29日（日） 午前11時～午後6時
場所：福島駅東口駅前広場など駅周辺5会場
内容：浪江町の裸参りなどの祭りや伝統芸能等を通じて交流を図ります。

【お問い合わせ先】

● 福島県雇用労政課 ☎024-521-7290
● ホームページ [絆 ふくしま 春](#) [検索](#) ↗

原子力損害賠償について

1 原子力損害賠償に係る請求について

原子力損害賠償の請求手続きをサポートするため、東京電力は、説明会の開催、相談窓口を開設しています。請求手続きの相談等については、下記へお問い合わせください。

東京電力福島原子力補償相談室（コールセンター）
電話：0120-926-404（午前9時～午後9時：毎日）

2 原子力損害賠償に係る各種相談窓口等について

円滑な原子力損害賠償を支援するため、国・県・弁護士会・行政書士会がそれぞれ相談窓口を開設しています。

① 県

◆ 原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

☎024-523-1501

・ 相談時間 午前8時30分～午後9時（平日・土日祝日も受付）

・ 弁護士による電話での法律相談 毎週水・金曜日（祝日含む）午後1時～5時※同じ電話番号で受付

② 弁護士会

◇ 弁護士に電話で相談したい方

◆ 福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談（平日 午後2時～午後4時）

☎024-534-1211（福島市） 024-925-6511（郡山市）

0242-27-2522（会津若松市） 0246-25-0455（いわき市）

◆ 東日本大震災電話相談（日本弁護士連合会他主催）

☎0120-366-556（平日 午前10時～午後3時）

◇ 弁護士に面談形式で相談したい方

◆ 福島県弁護士会 震災・原発無料面談相談

・ 相談時間：30分（面談形式・相談料無料・事前予約制）

・ 場所：県内7か所（福島市、二本松市、郡山市、白河市、会津若松市、相馬市、いわき市（平））

☎0120-700-791（平日 午前10時～午後4時）

◇弁護士に本格的に相談したい方

◆福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター

・内容：担当弁護士の紹介

※対応の流れ：センターへ電話→弁護士の紹介→弁護士へ連絡→弁護士事務所で相談

・原子力損害賠償に関する相談（3回まで無料）・東京電力に対する損害賠償請求の代理（有料）

・紛争解決センターへの和解仲介の申立の代理（有料）等

※詳細は、支援センターまでお問い合わせください。

☎024-533-7770（平日 午前10時～午後3時）

③行政書士会

◆日本行政書士会連合会 被災者相談センター

・窓口相談：〒963-8002 郡山市駅前2-10-13 サンコービル1階

☎0800-800-3200 ※窓口相談に関する問い合わせも同じ番号で受付

・相談時間：午前10時～午後5時（受付は午後4時まで。土日祝開設。月曜休業）

・相談内容：原子力損害賠償請求作成支援、被災自動車の抹消登録手続き 等

④国

◆原子力損害賠償紛争解決センター

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

・[東京事務所] 〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 COI 新橋ビル3階

[福島事務所] 〒963-8811 郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階

☎0120-377-155（平日 午前10時～午後5時）

・福島事務所では、窓口にて申立書作成に関する説明を行っています。

⑤原子力損害賠償支援機構

◆電話相談 ・行政書士等による無料相談

☎0120-01-3814（午前10時～午後5時、土日祝日含む）

◆対面相談 ・弁護士等による無料相談（事前予約制、1回1時間以内）

▽機構本部	場所：東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階 日時：毎週月・水曜日 午前10時～午後6時（午後5時相談開始が最終） ☎予約受付は上記電話相談と同一
▽福島事務所	場所：郡山市駅前1丁目15番6号 明治安田生命郡山ビル1F ※詳細は下記予約受付電話においてご確認ください。 ☎：0120-330-540（午前9時～午後5時。土日祝日含む）

◆県内での個別相談会

・弁護士及び行政書士による無料の個別相談（1組1時間程度、事前予約制）

福島、郡山、会津若松、いわきの県内4地区の会場において1月から3月まで開催を予定

◆県外での全体説明会・個別相談会

・弁護士及び行政書士による無料の説明会と個別相談（1組1時間程度、事前予約制）

山形市総合スポーツセンター

1月27日～29日

※各相談会の詳細については、上記福島事務所予約受付電話においてご確認ください。

【お問い合わせ先】

●福島県原子力賠償支援課 ☎024-523-1501

●ホームページ [福島県 原子力賠償支援課](#) [検索](#) ↖

生活支援について

1 原発避難者特例法による行政サービスの提供について

該当市町村から住民票を移さずに避難している方は、原発避難者特例法に基づき、避難先自治体で医療福祉事務（要介護認定、予防接種等）、教育事務（児童生徒就学等）に関する行政サービスが受けられます。詳細は、下記市町村にご確認ください。

【該当市町村】いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

【お問い合わせ先】	◆いわき市 ☎0246-25-0500	◆田村市 ☎0247-81-2111
◆南相馬市 ☎0244-24-5232	◆川俣町 ☎024-566-2111	◆広野町 ☎0246-43-1330
◆楡葉町 ☎0246-46-2551	◆富岡町 ☎0120-336-466	◆川内村 ☎024-946-8828
◆大熊町 ☎0242-26-3844	◆双葉町 ☎0480-73-6880	◆浪江町 ☎0243-62-0123
◆葛尾村 ☎0247-61-2860	◆飯館村 ☎024-562-4200	

(お願い)

避難場所を移動された方、または一度も連絡されていない方は、避難元市町村に避難先住所をお知らせください。

●福島県市町村行政課 ☎024-521-7057

2 絆づくり支援センターについて

仮設住宅等において、お互いが支え合う地域コミュニティづくりを進めるため、「絆づくり支援センター」を県内6地域に設置しています。支援に関する相談がありましたら、ご利用ください。

◆業務内容例

- ・コミュニティ組織を育成するための企画に関する総合コーディネート
- ・仮設住宅等の支援に関する市町村等への助言
- ・NPO法人・ボランティア団体と連携・協力した各種行事の開催 など

【各地域の絆づくり支援センター】

地域	住所	連絡先	運営・協力団体
県北	福島市渡利字鳥谷下町 67-1	024-573-8425	NPO 法人シャローム
県中	郡山市小原田二丁目 19-19	024-944-0083	NPO 法人うつくしま NPO ネットワーク
県南	白河市本町 2	0248-23-8909	NPO 法人しらかわ市民活動支援会
会津 ・南会津	会津若松市八角町 13-45	0242-24-8862	(株) 明天
相双	南相馬市原町区上渋佐字原田 94-4	0244-24-0222	NPO 法人さぽーとセンターぴあ
いわき	いわき市平字作町 2-1-9 エビル2F	0246-35-1425	NPO 法人いわき NPO センター

【お問い合わせ先】

●福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

3 生活復興支援資金貸付のご案内

東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、当面の生活に必要な経費等の貸付を行います。

対象世帯 (①及び②の 両方に該当する 世帯)	①東日本大震災により被災した世帯（下記のいずれか） ・「り災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯。 ※ただし、高速道路無料化に伴う「被災証明書」等は除く。 ・震災発生時の居住地が、原発事故に伴い警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点であることが確認出来る世帯 ②低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合を含む）														
貸付対象者の 要件	①世帯の生計中心者であること (生計中心者の死亡等の場合は、今後、世帯の生計中心者となる方) ②今後、生活再建のための取組みを行い、社会福祉協議会や民生委員等による相談・支援を受けることに同意が得られること。 ③生活再建後は、就労収入等により償還（返済）が見込めること。														
貸付の内容 (概要)	①資金の種類・用途・貸付限度額 <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>用途</th><th>貸付限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>一時生活支援費</td><td>生活の復興の際に必要な当面の生活費</td><td>(単身世帯) 月15万円以内、 (複数世帯) 月20万円以内 各6ヶ月以内</td></tr><tr><td>生活再建費</td><td>転宅に際しての運送費、敷金、礼金、不動産仲介手数料、家具什器費等</td><td>80万円以内</td></tr><tr><td>住宅補修費</td><td>住宅の補修費用</td><td>250万円以内</td></tr></tbody></table> ②連帯保証人：原則1名必要 ③貸付金利率：無利子(連帯保証人を付けられない場合は、年1.5%の有利子) ④据置期間：貸付日から2年以内 ⑤償還期間：20年以内(貸付金額に応じて異なります)			種類	用途	貸付限度額	一時生活支援費	生活の復興の際に必要な当面の生活費	(単身世帯) 月15万円以内、 (複数世帯) 月20万円以内 各6ヶ月以内	生活再建費	転宅に際しての運送費、敷金、礼金、不動産仲介手数料、家具什器費等	80万円以内	住宅補修費	住宅の補修費用	250万円以内
種類	用途	貸付限度額													
一時生活支援費	生活の復興の際に必要な当面の生活費	(単身世帯) 月15万円以内、 (複数世帯) 月20万円以内 各6ヶ月以内													
生活再建費	転宅に際しての運送費、敷金、礼金、不動産仲介手数料、家具什器費等	80万円以内													
住宅補修費	住宅の補修費用	250万円以内													
その他	・借入申込をした後、福島県社会福祉協議会において審査を行います。 ※審査結果によっては、貸付が出来ない場合もあります。 ・貸付条件等詳細は、住民票のある(避難されている場合は、避難先)市町村社会福祉協議会へご相談ください。														

【お問い合わせ先】

●社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 (地域福祉課)

☎024-523-1250 (午前9時～午後5時、土、日祝日を除く)

雇用・経営について

1 就職支援イベントについて（更新）

県や市町村では、求職者や学生などの就職を支援するため、合同企業説明会や就職支援セミナーを下記のとおり開催します。

イベント名	日時	会場	備考
就職応援フェア in 郡山	1月31日（火） 13:00 ～17:00	郡山ビューホテル （4F パラシオ）	○参加対象 ・平成24年3月卒業予定の大学生等 ・平成23年大学等卒業の未就職者 ・若手社会人 等 ○問合せ先（事務局） 株式会社学情 電話 03-3568-3271
平成23年度ふくしま大 卒等合同就職面接会	2月17日（金） 13:00 ～16:00	福島県看護会館みらい （みらいホールA・B）	○参加対象 ・平成24年3月卒業予定の大学生等 ・平成21年3月以降卒業の未就職者 ○問合せ先 福島労働局 電話 024-529-5396
平成23年度福島市 合同企業説明会	2月22日（水） 13:00 ～16:00	コラッセふくしま （4階多目的ホール他）	○参加対象 ・一般求職者 ・平成24年3月卒業予定の大学生等 ・平成21年3月以降卒業の未就職者 ○問合せ先 福島市商業労政課 電話 024-525-3720

2 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について

東日本大震災により被害を受けた中小企業等が、グループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備をするのに必要となる経費の一部を補助します。

対象者	（復興事業計画の申請者） 県内に事業所を有する複数の中小企業等のグループ ※ 中小企業等：中小企業、事業協同組合等の組合、大企業					
要件	（a～cすべてに該当すること） （a）グループ機能の重要性（次のア～エのいずれかに該当すること） （ア）サプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていること （イ）事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと （ウ）一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり当該地域の復興・雇用維持に不可欠であること （エ）地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと等 （b）グループ機能に重大な支障 震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じ、グループ機能に重大な支障が生じていること等 （c）グループで復興事業計画を策定 グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること					
支援内容	（復興事業計画が県の認定を受けた場合の補助事業の内容） 〈補助対象経費〉 震災で被害を受けた施設及び設備であって、復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内の施設及び設備を復旧するのに要する経費。 施設の例 ：倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、原材料置場など 設備は 、復興事業に係る事業の用に供する設備で、資産として計上するもの 〈補助率〉 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>中小企業者（※）</td> <td>補助対象経費の 3 / 4 以内</td> </tr> <tr> <td>中小企業者以外</td> <td>補助対象経費の 1 / 2 以内</td> </tr> </tbody> </table> ※中小企業者：中小企業支援法第2条第1項に規定される者 （被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金」を併用できます。）		中小企業者（※）	補助対象経費の 3 / 4 以内	中小企業者以外	補助対象経費の 1 / 2 以内
中小企業者（※）	補助対象経費の 3 / 4 以内					
中小企業者以外	補助対象経費の 1 / 2 以内					
受付期間	（復興事業計画の募集期間） 1月10日 ～ 1月31日 ※ 申込先着順ではなく、期限まで受け付けます。					

※ 要領及び申請書等については、下記ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

- 製造業等 : 福島県 産業創出課 ☎024-521-7283
 - 商店街 : 福島県 商業まちづくり課 ☎024-521-7299
 - 観光業 : 福島県 観光交流課 ☎024-521-7286
 - サービス業他 : 福島県 商工総務課 ☎024-521-7270
- ・ホームページ [福島県中小企業等復旧・復興支援](#) [検索](#) ↗
- ・メール : business@pref.fukushima.jp

3 震災対応特別訓練コースの実施について

東日本大震災に伴い、離職を余儀なくされた方等の就職の促進を図るとともに、災害の復旧・復興に必要な人材育成を図るため、建設機械の運転に必要な知識・技能の習得に係る職業訓練を実施します。

対象者	(次のいずれにも該当する方) ただし、東日本大震災により離職を余儀なくされた方又は新規学卒者で内定取消しとなった方を優先します。	
	(1) 公共職業安定所に求職申込みを行っている方	
	(2) 職業訓練の受講に関し、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けられる方	
内容	訓練時期	平成24年1月～3月
	訓練期間	5日～1カ月程度
	訓練地域	浜通り・中通り
	訓練コース	(1) 大型特殊自動車免許 (2) 技能講習 (3) (1)・(2)の組合せで実施
	※技能講習(地域、コースによって内容が異なります。)	
	車両系建設機械(パワーショベル、バックホウ、整地、運搬、掘削、解体) 小型移動式クレーン、玉掛け フォークリフト・高所作業車・ショベルローダー	
費用	受講料は無料 (テキスト代、災害保険料、大型特殊免許の申請手数料等は受講者の負担となります。)	
申込み先	各公共職業安定所窓口	
募集コース	日程、内容については、下記ホームページをご覧ください。	

【お問合せ先】

- 各公共職業安定所
- 福島県 産業人材育成課 ☎024-521-7829
- ホームページ [福島県の産業人材育成](#) [検索](#) ↗

4 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について

東日本大震災により、甚大な被害を受けた中小企業者等の二重債務問題の相談に応じるとともに、事業再開に向けた取組みを支援するため、「福島県産業復興相談センター」が設置されました。同センターでは、相談受付から具体的な支援まで一貫して行います。

また、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター及び全商工会に「産業復興相談センター地域事務所」が設置されております。

詳しくは、下記のお問い合わせ先、又は最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、商工会へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 福島県産業復興相談センター
場所 福島市置賜町1番29号 佐平ビル9階
電話 024-573-2561
相談時間 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日を除く)
- (公財)福島県産業復興センター 総務企画グループ ☎024-525-4070
- 福島県 経営金融課 ☎024-521-7288
- ホームページ [福島県産業復興相談センター](#) [検索](#) ↗

5 特定地域中小企業特別資金について

原発事故により県内移転を余儀なくされた中小企業等を対象に、事業資金の融資のほか、避難区域が解除となった地域等での事業継続・再開向け融資を実施しています。

融資対象者	(次のいずれかに該当する中小企業等の皆様) ①旧緊急時避難準備区域又は旧屋内待避区域に事業所を有し、当該区域において事業を継続・再開する者 ②警戒区域又は計画的避難区域において、許可を得て事業を継続・再開する者 ③特定避難勧奨地点に事業所があり、事業を継続・再開する者
資金使途	事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
融資限度額	(月商の3ヶ月程度を目安とします) ①小規模事業者 500万円以内 ②①以外の事業者 1,000万円以内 ※小規模事業者：常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主。
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	無利子
申込み先	県内の商工会議所又は商工会、（公財）福島県産業振興センター

※詳しくは、下記にお問い合わせください。

※審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】

- （公財）福島県産業振興センター ☎024-534-0948

6 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について(新規)

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、（公財）福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の貸付を行っております。

融資対象者	(次のいずれかに該当する中小企業者等の皆様) ①中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者 ②施設復旧事業を行う商工会・県商工会連合会・商工会議所 ③中小機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者
貸付の概要	①資金使途：建物、構築物又は設備（いずれも資産計上されるもの）の整備資金 ②融資期間：20年以内（うち据置5年以内） ③融資利率：無利子 ④自己負担：貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額 ⑤担保：原則として貸付対象施設を担保として徴求します。 （審査により追加担保が必要になる場合があります。） ⑥保証人：原則として、法人の場合は代表者保証、個人の場合は不要。 （商工会議所や組合の場合には、限度額連帯保証制度による複数の連帯保証人をお願いする場合があります。）
申込み先	（公財）福島県産業振興センター

※審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】

- （公財）福島県産業振興センター ☎024-525-4075

7 農業支援について

①農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）

【農家経済維持支援資金】

貸付対象者	原子力事故により生計の維持に大きな影響を受け、次のいずれかに該当する農業者等 ・警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、その他原発事故の影響により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等 ・作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等
資金使途	農家経済の維持に必要な資金
融資限度額	200万円
融資利率	無利子
融資期間	5年以内（うち据置3年以内）
取扱金融機関	県内各農協、(株)福島銀行、(株)大東銀行、(株)東邦銀行

※審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】

●福島県金融共済室 ☎024-521-7346、7349

②耕作放棄地を利用した避難先での農業の再開について

東日本大震災で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取組みを支援しています。

事業内容

(1) 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入等に係る経費について、10アール当たり27万5千円以内で補助します。

(2) 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用機械・施設、貯蔵施設等の整備に係る経費の2分の1以内で補助します。

(3) 「実証ほ場」の設置による支援

市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災された方を雇用したり、作物の栽培実証などの運營業務を委託することにより支援します。

【お問い合わせ先】

●福島県農村振興課 ☎024-521-7416

●各県農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

●各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

住宅について

1 応急仮設住宅の供給に関するお問い合わせについて

1月20日現在、県内で仮設住宅の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

◆鏡石町 ☎0248-62-2116	◆西郷村 ☎0248-25-1117	◆矢吹町 ☎0248-44-2300
◆相馬市 ☎0244-37-2178	◆南相馬市 ☎0244-24-5253	◆富岡町 ☎0120-336-466
◆双葉町 ☎0480-73-6880	◆浪江町 ☎0243-62-0123	◆葛尾村 ☎0247-61-2850

※その他の市町村については、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

●ホームページ [福島県 応急仮設住宅](#) [検索](#) ↗

福島県庁 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

（県内避難者）024-521-7698 【受付時間：（平日）午前9時～午後5時】

2 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

現在、原則として原子力災害による避難指定地域から避難している世帯及び県外から県内へ住替えする世帯のみの入居受付をしています。

なお、原子力災害による避難指定地域以外の下記市町村においては、り災証明書発行の遅れ等により入居手続きができない避難住民への対応として、平成24年3月30日までの期間内で入居受付期限を延長しています。詳細は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〈受付期限：平成24年3月30日まで〉

◆桑折町 ☎024-582-2111	◆国見町 ☎024-585-2111
◆川俣町 ☎024-565-2298	◆泉崎村 ☎0248-53-2111
◆中島村 ☎0248-52-2111	◆相馬市 ☎0244-37-2178
◆南相馬市 ☎0244-24-5253	◆新地町 ☎0244-62-2113
◆いわき市 ☎0246-25-0542・0545	

3 県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還（遡及措置）について（新規）

東日本大震災の発生以降、避難のために被災者自らが民間賃貸住宅に入居し、負担していた家賃等の返還について、平成23年10月31日まで受付しておりましたが、り災証明書の発行が一部市町村で遅れていることなどから、再受付を行います。

対象世帯	住家全壊等世帯、または、原発避難指示等世帯で、県内の民間賃貸住宅に入居した後、県内の借上げ住宅等に入居した世帯
対象期間	3月11日以降、県内の借上げ住宅等に入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間
対象費用	対象期間内に対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用、家賃（駐車場代含む）、管理費、共益費
再受付開始日等	1月4日（水）から郵送のみにより受付
郵送先	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県災害対策本部 遡及措置担当

※ 申請書等については、下記ホームページに掲載しています。

【お問い合わせ先】

●福島県災害対策本部 遡及措置担当

☎024-522-6515、6528（平日：午前9時～午後5時まで）

●ホームページ [福島県 遡及措置](#) ↗

4 県外の借上げ住宅について（更新）

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆さまの住宅対策を実施しています。なお、1月11日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。（直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。）

◆北海道	☎011-231-4111（内線 25-124）	◆愛知県	☎052-954-6579
◆青森県	☎017-734-9580・9581	◆兵庫県	☎078-232-9564
◆岩手県	☎0120-882-606	◆鳥取県	☎0857-26-741
◆秋田県	☎018-860-4503	◆広島県	☎082-513-3030
◆山形県	☎023-630-2640・2646	◆山口県	☎083-933-3880
◆茨城県	☎029-301-5977	◆香川県	☎087-832-3582
◆群馬県	☎027-226-2950・2952	◆高知県	☎088-823-9860
◆千葉県	☎043-223-2675	◆福岡県	☎092-643-3729
◆新潟県	☎025-280-5444、025-282-1775	◆佐賀県	☎0952-25-7385
◆富山県	☎076-444-3355	◆長崎県	☎095-895-2410
◆石川県	☎076-225-1482	◆熊本県	☎096-383-1111（内線 7014）
◆山梨県	☎055-223-1732、1477	◆宮崎県	☎0985-26-7196
◆長野県	☎026-235-7407	◆鹿児島県	☎099-286-2824
◆岐阜県	☎058-272-8693	◆沖縄県	☎090-3794-0530・8217

※「福島県県外避難者支援ブログ」で携帯電話から住宅支援をはじめ各種情報をご覧いただけます。



【お問い合わせ先】

●福島県災害対策本部 県外避難者支援チーム

☎024-523-4157（平日 午前8時30分～午後5時15分）

※民間賃貸住宅に係る家賃等の返還（遡及措置）については、原発事故に伴う避難等指示対象者にあつては原子力損害賠償制度による賠償対象となっておりますので、東京電力（株）へ請求願います。

【お問い合わせ先】東京電力（株）福島原子力補償相談室 ☎0120-926-404

医療・介護・健康について

1 県民健康管理調査「基本調査（問診票）」について（更新）

今回の震災や原子力災害を受け、長期にわたって県民の健康を見守り、将来の健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施しています。

《「基本調査」の目的、重要性》

- 放射線の健康に与える影響は、被ばくした放射線量の多さに左右されます。
- 『基本調査（問診票）』は、皆さまの行動記録を基に、原発事故から平成23年7月11日までの4か月間に受けた放射線（外部被ばく）線量を推計する、唯一の方法です。

- 推計結果は皆さまにお知らせするとともに、県でもデータを保存し、今後の長期にわたる健康を見守っていく基礎資料とします。
- 基本調査は、甲状腺検査等の詳細調査と一体のもので、基本調査による線量推計は、各種検査や調査の分析において重要なものとなります。
- 今後の各種検査・健診についての「受診お知らせ」を確実にお届けするために、住所（居所）の確認が必要です。基本調査はそのためにも重要となります。

【お問い合わせ先】

●福島県立医科大学県民健康管理調査事務局

☎024-549-5130（毎日：午前9時～午後5時、土日祝日を除く）

●ホームページ [福島県 県民健康管理調査](#) [検索](#) ↗

2 医療及び介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について（更新）

平成23年7月1日から、住家の全半壊、死亡・行方不明、原発事故による避難指示等の要件に該当し、利用者負担等が免除となる方については、被保険者証に添えて利用者負担の「免除証明書」等を提示することが必要です。ご加入の各医療保険の保険者又は介護保険の保険者である市町村（保険者）に被保険者証や免除証明書などの交付を申請してください。

・一部負担金の免除期間は、平成24年2月29日までです。なお、平成24年度政府予算案において、「警戒区域等」については免除期間を3月以降も延長することとされていますが、詳細は追ってお知らせします。

・入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設の食費・居住費の免除期間は、当面の間継続します。

・既に交付されている一部負担金等免除証明書及び食費・居住費減免認定証に入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設の食費・居住費の免除期間が平成23年8月31日までと記載されている場合であっても、当面、9月以降も有効なものとして取り扱われるため、再度交付を受け直す必要はありません。

※以下の市町村に住所を有する被保険者の方については、免除証明書等の提示が必要となる期日が異なります。（医療については市町村国保・後期高齢者医療制度のみ）

免除期間終了まで不要	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
------------	-------------------------------------

※原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示（平成23年4月22日解除）の対象となっていた方（いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方）の利用者負担の免除は、平成23年6月末日までに受けた保険診療及び介護サービスまでとなります。

※緊急時避難準備区域の解除（平成23年9月30日）の対象となった場合でも、免除期間は当面継続しますので、直ちに免除措置が終了することはありません。（対象市町村 田村市、南相馬市、檜葉町、川内村の一部及び広野町の全部）

【お問い合わせ先】

●医療保険：ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。

●介護保険：各市町村（保険者）の窓口をお願いします。

警戒区域等における環境放射能測定結果

警戒区域等の測定値の一部をお知らせします。（平成24年1月11日 9:00 現在）

【警戒区域】

（単位：μSv/時）

檜葉町			富岡町				
旧檜葉消防分署	繁岡地区集会所	中平集会所そば	上郡山字滝ノ沢	JAふたば南部営農センター	旧富岡町役場	養護老人ホーム東風荘	リフレ富岡
0.35	1.28	1.37	2.02	2.04	4.02	4.69	4.11

大熊町	浪江町		双葉町				
原子力センター	中央公園	幾世橋小学校	福島県浪江ひまわり荘	石熊公民館	山田多目的集会所	双葉町体育館	郡山公民館
6.08	1.10	0.51	3.43	12.43	25.21	5.24	1.60

【計画的避難区域】

（単位：μSv/時）

浪江町	葛尾村	川俣町	飯館村	
津島活性化センター	柏原地区	山木屋駐在所	飯館村役場	長泥コミュニティセンター
3.33	5.86	1.12	1.42	6.82

広野町		川内村	南相馬市		
広野町役場	ニッ沼総合公園	川内村役場	横川ダム	石神生涯学習センター	福島県南相馬合同庁舎
0.39	0.58	0.16	1.52	0.60	0.39

環境放射能監視テレメータシステムのモニタリングポストは全 23 局ありますが、津波で 4 局が流出し測定不能。また停電等で双葉町 1 局、大熊町 3 局、楡葉町 1 局の計 5 局が復旧しておりません。復旧し次第、情報をお知らせします。

【お問い合わせ先】

●警戒区域等における環境放射能測定結果に関する問い合わせ先

☎024-521-1917

または、下記ホームページでも最新情報をご覧ください。

【PC】 ↗



【携帯】 福島県各地方環境放射能測定値で検索してください

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359	政府原子力災害現地対策本部 (8時~22時:土日・祝日含む)
放射線に関する健康相談	0120-755-199	(独)日本原子力研究開発機構 (9時~18時:土日・祝日含む)
放射線被ばく医療に関する相談	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所 (9時~17時:平日)
自家消費農作物(家庭菜園等)の放射能検査 受付専用電話	024-521-8397	消費生活センター (9時~17時:平日)
農林地等の除染に関する相談窓口	024-521-7336	農業振興課 (8時30分~17時15分:平日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211	日弁連(10時~15時:平日) 県弁護士会(14時~16時:平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ	0120-926-404	東京電力福島原子力補償相談室 (9時~21時:土日祝を含む)
	024-523-1501	県問い合わせ窓口(8時30分~21時: 土日祝を含む) ※毎週水・金(祝日含む)の13時~17時 は弁護士による法律相談
	024-534-1211	県弁護士会(14時~16時:平日)
	0800-800-3200	行政書士会 被災者相談センター (10時~17時:土日祝を含む。 月曜は休業。)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分~17時15分(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談 相談支援専門員による一般相談	024-521-7170 024-983-7646	障がい福祉課 NPO 法人あいえるの会 (8時30分~17時30分:年末年始を除く毎日)
障がいのある子どもについての相談 障がい児支援の専門家による相談等	050-1159-7187 080-2384-2720	全国児童発達支援協議会 「はまっ子くらぶ」(会津を拠点) (平日:9時30分~18時 土:9時30分~13時30分) 一般社団法人日本発達障害ネットワー ク 障がい児放課後支援 「ゆうゆうクラブ」内(相双を拠点) (9時30分~18時:平日)
高齢福祉に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
(双葉郡)	0246-43-1545	広野町地域包括支援センター
	0242-55-0177	楡葉町地域包括支援センター (会津美里町)
	0246-46-2090	楡葉町地域包括支援センター (いわき市)

	(代表)	024-946-8813	富岡町地域包括支援センター
	(代表)	0120-38-2119	川内村地域包括支援センター
		0242-26-3844	大熊町地域包括支援センター
		0480-70-0057	双葉町地域包括支援センター
		0243-62-0172	浪江町地域包括支援センター
		0247-62-8687	葛尾村地域包括支援センター
(飯舘村)		024-562-4214	飯舘村地域包括支援センター
高齢者に関する各種相談		024-524-2225	高齢者総合相談センター 一般相談（9時～17時：平日） 専門相談（予約制）
認知症に関する相談 （症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等）		024-522-1122	認知症コールセンター （10時～16時：平日）
介護保険に関する相談		024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談		024-521-7203	国民健康保険課
児童福祉に関する相談		024-534-5101	中央児童相談所
こころの健康に関する相談 （精神的な悩みや問題等）		0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 （以上、9機関9時～17時：平日） 福島いのちの電話 （10時～22時：土日含む） 震災こころのサポーターセンター JTM
女性の相談に関する窓口		024-522-1010 0120-941-826 0243-23-8320 0120-207-440	女性のための相談支援センター （9～21時） パープル・ホットライン（24時間） 県男女共生センター（月曜日休館） 火・木～日：9～12時、13～16時 水：13～17時、18～20時 女性のための電話相談・ふくしま 〈2月13日から運用開始〉：月～金10時～17時
青少年に関する相談		024-546-0006	福島県青少年総合相談センター （11時～18時：祝日、年末年始を除く毎日）
◆生活に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】			
教育に関する相談		024-521-7759	教育総務課
文化財に関する相談		024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク （福島県歴史資料館）
生活福祉資金に関する相談		024-523-1250	県社会福祉協議会
県税に関する相談 （自動車税・納税証明書など）		024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談		024-521-0999	消費生活センター （9時～18時30分：平日）
英語・中国語による相談		024-524-1316	（公財）福島県国際交流協会 （受付時間9時～16時：火～土）
一般廃棄物・し尿処理に関する相談		024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談		024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談（県内）		024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル （9時～17時：平日）
被災者の住宅に関する相談（県外）		024-523-4157	福島県災害対策本部 県外避難者支援チーム
応急危険度判定から復旧までの相談		024-521-4033	県建築士事務所協会（8時～17時：平日）
不動産などの登記や戸籍の相談		024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談		0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル

行方不明者に関する相談	024-522-2151 (内線 3024)	県警察本部 生活安全企画課
警察安全相談窓口	024-525-3311	県警察本部 県民サービス課 (9時～17時：平日)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	(公財) 県産業振興センター
中小企業等の二重債務に関する相談	024-573-2561	(公財) 県産業振興センター (福島県産業復興相談センター)
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する相談	024-525-4019	(公財) 県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (9時～16時：平日)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047 03-3545-6140	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (10時～19時：月～土) [Fターンセンター東京] (10時～18時：月～土)
(生活・就労相談)	024-995-5057 024-525-2510	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月～金：8時30分～17時) [福島窓口] (月・火・木～土：10時～18時30分)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131	ふくしま就職応援センター [白河窓口] [会津若松窓口] [南相馬窓口] [いわき窓口] (月～土：10時～19時)
	024-554-4156 024-925-0811	ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション [ステーション福島] [ステーション郡山] (月～土：10時～19時)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課 (福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
◆農林水産業に関する相談 024-521-7319 農林企画課		
【受付時間：8時30分～21時(毎日)】		
◆国・県が管理する道路などに関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分】		
国管理道路 (国道4号, 6号, 13号, 49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所(土日除く)
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	道路管理課(毎日)

●「福島県からのお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】

●最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】右のQRコードを読み取ってください。

※本誌は各市町村、保健福祉事務所、地方振興局等でも受け取ることができます。



市町村問い合わせ先一覧

(1月20日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	
相 双	南相馬市	0244-24-5232	県 南	白河市	0248-22-1111	
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111	
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111	
	檜葉町 ※	いわき出張所		0246-46-2551・2552	中島村	0248-52-2111
		会津美里出張所			矢吹町	0248-42-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		電話番号は 上記共通	棚倉町	0247-33-2111
		いわき出張所 三春出張所 大玉出張所			矢祭町	0247-46-3131
	川内村 ※	024-946-3375・3378		埴町	0247-43-2111	
	大熊町 ※	0242-26-3844		いわき連絡事務所(好間工業団地応急仮設住宅内)	鮫川村	0247-49-3111
		0246-36-5671			会津若松市	0242-39-1111
	双葉町 ※	0480-73-6880		福島支所(郡山市朝日)	喜多方市	0241-24-5221
		024-973-8090			北塩原村	0241-23-3111
	浪江町 ※	0243-62-0123		福島出張所 024-535-0750 本宮出張所 0243-44-1185 桑折出張所 024-582-2130 南相馬出張所 0244-23-1112 いわき出張所 0246-24-0020	西会津町	0241-45-2211
					磐梯町	0242-74-1211
		猪苗代町	0242-62-2111			
		会津坂下町	0242-84-1503			
		湯川村	0241-27-8800			
葛尾村 ※	0247-61-2850(貝山) 0247-61-2860(三春の里)		柳津町	0241-42-2112		
新地町	0244-62-2111		三島町	0241-48-5511		
飯舘村 ※	024-562-4200		金山町	0241-54-5111		
			昭和村	0241-57-2111		
県 北	いわき市	0246-25-0500	会 津	会津美里町	0242-55-1122	
	福島市	024-535-1111		南 会 津	下郷町	0241-69-1122
	二本松市	0243-23-1111			檜枝岐村	0241-75-2311
	伊達市	024-575-1111			只見町	0241-82-5050
	本宮市	0243-33-1111			南会津町	0241-62-6100
	桑折町	024-582-2111				
	国見町	024-585-2111				
	川俣町	024-566-2111				
	大玉村	0243-48-3131				
	郡山市	024-924-7111				
	須賀川市	0248-75-1111				
	田村市	0247-81-2111				
	鏡石町	0248-62-2111				
	天栄村	0248-82-2111				
石川町	0247-26-2111					
玉川村	0247-57-3101					
平田村	0247-55-3111					
浅川町	0247-36-4121					
古殿町	0247-53-3111					
三春町	0247-62-2111					
小野町	0247-72-2111					

※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。

広野町 FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場
社屋内
(〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町釜の前1)

檜葉町 いわき明星大学内
(〒970-8044 いわき市中央台飯野3丁目3-1)

富岡町 富岡町郡山事務所
(〒963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮48-5)

川内村 ビッグパレットふくしま内
(〒963-0115 郡山市南二丁目52番地)

大熊町 会津若松市役所追手町第二庁舎内
(〒965-0873 会津若松市追手町2番41号)

双葉町 旧騎西高校
(〒347-0105 埼玉県加須市騎西598-1)

浪江町 県男女共生センター内
(〒964-0904 二本松市郭内一丁目196-1)

葛尾村 貝山多目的運動公園管理棟
(〒963-7719 三春町大字貝山字井堀田287-1)

飯舘村 福島市役所飯野支所内
(〒960-1301 福島市飯野町字後川10番地の2)